

令和2年11月

橋本市教育委員会定例会会議録

令和2年11月25日

教育委員会定例会会議録

開催日時 令和2年11月25日(水) 午前9時～

開催場所 教育文化会館 4階 第5展示室

出席委員 教育長職務代理者 米田 恵一
委員 田中 敬子 中尾 悦子 吉田 元信
教育長 小林 俊治

出席職員 教育部長 阪口 浩章 教育総務課長 正林 寿和
学校教育課長 森口 伸吾 生涯学習課長 萱野 健治
中央公民館長 深本 恵里 教育相談センター長 林 民和
教育総務課長補佐 浦 貴則 教育総務課企画総務係長 久保田 芳弘

1 開式

2 前回会議録の承認について

3 会議録署名委員の指名について

4 報告事項

報告第1号 教育状況について

報告第2号 橋本市社会教育関係団体の認定について

5 付議事項

6 その他

協議事項

連絡事項

開会 午前9時00分

教育長 皆様お揃いですので、教育委員会11月定例会を開催します。
最初に、前回会議録の承認について、中尾委員よろしくお願ひします。

中尾委員 はい。正確に記載されておりましたことをご報告いたします。

教育長 ありがとうございます。

教育長 続きまして、会議録署名委員の指名についてですが、11月は吉田委員にお願いしたいと思ひます。

吉田委員 はい。わかりました。

教育長 それでは早速ですが、報告第1号 教育状況についての報告をさせていただきます。

教育長 最近の教育状況について報告します。

10月から11月にかけて、本来ですと様々な行事が行われる時期ですが、新型コロナウイルス感染防止のため、「ふれあって！せいぶ」や「ふるさと展望」「未来議会」「すこやか橋本まなびの日」等、多くの行事を中止させていただきました。その中で、10月30日（金）から11月1日（日）まで、市民総合文化祭が行われました。また、11月6日（金）には文化顕彰式が行われ、2名の方と1つの団体が受賞されました。委員の皆様にはご出席ありがとうございました。

学校行事として、小学校の運動会が10月31日（土）と11月14日（土）に行われ、全ての小・中学校の運動会・体育祭が終了となりました。

また、修学旅行につきましては、11月20日（金）・21日（土）に小学校2校が行われ、11月29日（日）から12月1日（火）まで中学校1校が行う予定です。

また、前回の校長会で、女子児童・生徒の制服であるスカートからパンツスタイルも含めて選択制に切り替える方向で、学校・学校運営協議会・PTAで協議して、実施に向けて取り組んでいただくことをお願いしました。今後、時間をかけて、できる学校から実施していただきます。

また、コロナ感染の現状につきましては、この定例会閉会后に、経過報告と現状についてお知らせします。本日はこの後、報告事項が1件です。協議のほどよろしくお願ひ申し上げ、教育状況の説明とさせていただきます。以上です。

教育長 ご質問ご意見がありましたら、よろしくお願ひします。

米田委員 最近、新聞や雑誌等いろいろなマスコミで、GIGAスクールとかICT云々とよく目にします。学校の先生の準備が全然できていないというのがよく新聞なん

かに書かれています。橋本市の進捗状況と申しますか、準備等はどのようになっているのか、現状をちょっと教えていただきたいと思っております。

教育長 G I G Aスクール、I C T等について、学校教育課長。

学校教育課長 ハード面については、教育総務課から説明させていただくとしまして、まず、ソフト面からお話させていただきます。

ソフト面が今一番気になるということです。各学校に端末が整備されたら、来年4月に向けて、まずそれをどんなふうにするかという基本の基をきちんと学習しておかなければならないということで、一応今年度中にI C T支援員を配置する予定になっております。その支援員については、その端末を使うマニュアルの作成であったり、あと簡単ないろんな質問への対応であったりということで、一応、今年度末まではそんな形で配置する予定になっております。まだ議会も通っておりませんので、4月以降についてはどんな形になっていくかわかりませんが、端末だけではどうにもなりませんので、学習支援のシステムであるとか、またサポートできるような支援員を引き続き配置できて、教員をサポートできるような形を今のところ考えております。ソフト面は、そんなところです。

教育長 続いて、ハード面について、教育総務課長。

教育総務課長 各学校へのW i - F i の設置を現在進めております。学校をやりながらということですので、土日等の休みの日に各学校へ入って、工事をやっている最中です。今月中で大体半分の学校への環境整備が整ったというような状況で、もともとの予定では12月中に全校へ配備するというように進めておりましたが、若干今のところ1月に年を跨ぐかなというような状況になっています。

それから、1人1台端末については、和歌山県の共同調達ということで、もうすでに入札等を終えて、今、契約中です。

あとは、その端末にかかるセキュリティソフトと申しますか、その辺の設定というのがこれから残っているような状況です。ですので、ソフト面での人的な配置等ができれば速やかに今年度中にはうまく活用できるように、ハード面の整備もやっているというような状況です。

米田委員 ありがとうございます。

もう一つだけすみません。

学校サイドの準備が着々と進んでいるのは有難いことです。家に持ち帰って使用することは、まずこれはもうOKなのですか。家でそれを使う場合の環境整備というのは、いかがなものなのでしょうか。

教育長 このことについて、教育総務課長。

教育総務課長 基本、平時においての持ち帰りというのは、今のところ想定していません。コロ

ナ等の有事の際に持って帰れるように、インターネットが使えるかどうかの各家庭の状況は、アンケート等をとって、一定の数を把握できていますので、あとは持って帰れるように、必要台数についてモバイルルーターを調達しているところです。

米田委員 　私、モバイルルーターというものがよくわからないのですが、それは、近隣あるいは全国的に見て、橋本市は劣ってはいないのですか。

教育長 　モバイルルーターの設置は、300台でしたかね。近隣でいうと、どういう感じでしょうか。モバイルルーターは、もう300台準備はしてあります。Wi-Fiがないお家にはモバイルルーターを貸与して使ってもらおうと。ただ、どの市町でも悩んでいるのが、Wi-Fiの受信料です。これについては、いろんな市町のことを聞いているのですが、まだ橋本市としてもどうしていくか解決はできていません。このWi-Fiの受信料をどうしていくかについては、基本的には、ご家庭でそれを設置してもらわざるを得ないのかなと思っていますし、教育委員会が今、それを検討しているところなのですが。

　教育部長のほうから一度、対策をお話いただけますか。

教育部長 　GIGAスクール構想に伴う今の橋本市の状況、ソフト面・ハード面については、両課長からご報告させていただいたとおりでございます。他市との比較ということはあまりしていないのですが、基本的にはインターネットを接続できないご家庭もございます。そもそも携帯電話、スマホで用を足されているというご家庭もございますので、そういうところについては、今、教育長が申し上げましたように、モバイルルーターというのをお貸しして、有事の際にご家庭にパソコンを持って帰って、インターネットに接続できるという環境を作らせていただいているということです。これは、来年4月からそういうふうな形が運用開始できるように準備を進めています。そこで発生してくる使用料については、予算措置を今のところしておりませんので、本当にここは判断し難いところではあるのですが、現状では、そのご家庭にご負担いただくべきなのかなというところなのですが、最終的な結論というのは、まだ出ておりません。

米田委員 　心配しています。それで格差が余計に広がったり、競争に負けるのではないかなという気がするのです。よく巷で言われているのは、先生の質によって生徒の学力が左右されるだとか。いろいろあるのだと思いますが、自治体のスタンスによって生徒の格差が発生するというのは、これはちょっとかわいそうではないかなという気がしますけどね。

教育部長 　例えば、今、米田委員がおっしゃるのは、ハード的な差ということですか。それともソフト的な差ですか。

米田委員 　例えば、有事の際でないと持って帰れないだとか、インターネット代を個人で負担してくださいだとか。何かその辺のところをもう少し、教育に市のスタンス、割

合を広めてもらえればなと思うのですけれどもね。

教育部長 今ご指摘いただいた点も含めまして、現時点では通常の際の持ち帰りというのは考えてはいたのですが、学校の中で十分使っていただける、学校の授業の中でも今後活用していくということで、米田委員が言われますような、他市町の子どもたちとそういうふうな差が出ないようにというふうには考えております。ただ、今いただいたご意見というのは、今後有事の際のみならず持ち帰れる、また、使用料についての負担ということも含めて、教育委員会の中では検討してまいりたいというふうに考えております。

米田委員 ありがとうございます。

教育長 他にございませんか。

教育長 ないようでしたら、報告第1号はこれで終わらせていただきます。

教育長 続きまして、報告第2号 橋本市社会教育関係団体の認定についての報告をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、報告第2号 橋本市社会教育関係団体の認定についてということで、ご報告、ご説明させていただきます。

お手元の資料にありますように、令和2年度9月期追加の申請になるのですが、文化の部で一団体ございました。それで、10月27日（火）に橋本市社会教育委員会会議を開催しまして、追加するという事で承認されたところです。この一団体につきましては、資料をめぐっていただきまして、「特定非営利活動法人 チーム紀伊水道」という団体でございます。活動内容は、“和歌山県を中心に、セクシャルマイノリティ（性的少数者）とセクシャルマイノリティを理解したいすべての人を支援し、あらゆるセクシャルリティの人々が互いを理解し認め合い尊重し合える社会の実現に寄与することを目標としている”ということで、LGBT等の支援の活動をしている団体であります。県内全域で活動しておりまして、市のほうでもこういう交流会等を持っているという団体であります。目的につきましては、社会教育関係団体の活動としてふさわしいというふうに認定されましたので、認定期間が11月1日から来年の6月30日までということで、追加で認定させていただきました。以上、ご報告になります。

教育長 報告が終わりました。ご質問ご意見はございませんか。

吉田委員 ちょっと聞きしたいのですが、承認に反対するというわけではなくて。

この「チーム紀伊水道」というのはどういう活動をしているのかというのを、少し調べさせていただきましたら、もうすでに10年以上前にこの団体ができていて、しかも市内でも公民館を使つての活動もやっておられると。にもかかわらず、

今ここで新規承認ということをご希望されるのは、今後の施設の使用料云々以外のことで何かあるのですか。

生涯学習課長 ただ今お質しの件ですが、おっしゃるとおり、この団体というのは以前から活動しておりまして、市のほうでも公民館で交流会等を開いているところです。団体としては、今登録をしなければならないというふうにご考えていたわけではなさそうで、周りから“こんないい活動をしているのだから社会教育関係団体に登録していただこうですか”と勧められ、このたび申請をしていただいたというふうにお聞きしております。以上です。

教育長 よろしいですか。

吉田委員 ちょっと今の説明だと、この組織としての主体性がどこにあるのだというような感じがしないでもないのですが、せっかくだいい活動をしているというのは認めるし、大事なことだと思うのですが、ちょっと余計なことかもしれませんが、団体のホームページを見させてもらったら、何かもうひとつ説得力というのかアピールというのかが伝わりにくいというのは、通り一遍の説明しかされていなくて、今聞かせてもらったら、大事で、そして主体的に取り組んでいるのだろうけれども、なにかその辺りの気持ちがあまり伝わらないような雰囲気はしないでもないのですが。大事な活動をやっておられるので、その辺り他から言われて登録に動き出したというのもどうなのかなど。別に承認に対して注文を言っているわけではないのですが。その辺りどうなのですかね。

生涯学習課長 勧められてと言いましたのが、社会教育関係団体に認定されることについては会として特に重要視していないということで、活動自体は、吉田委員がおっしゃるように熱心に活動されておりまして、市内全域で交流会でありますとか、また人権フェスタ、あるいはそんなイベント等にブースの出展をしたり、あらゆる機会を通じて、こういう相談する場所があるよという、そういう活動は積極的に行っているところでもあります。したがって、社会教育関係団体に認定することについては、確かに会自ら望んでするというか、これを目的にしているわけではありませんので、そこについてはそんなに積極的ではないかもしれませんが、申請をされますと、活動の目的自体は立派なものですし、社会教育活動として認められるということなので、社会教育委員会議のほうでは承認したというところではあります。ですので、活動自体は活発にやっておられる団体だというふうにご認識をしております。以上です。

教育長 よろしいですか。

教育長 社会教育関係団体の認定については自己申告ということになりますので、別に、いい活動をしていても自己申告しなかったら認定団体に入らないというか、できないということになります。今回、自己申告制で、社会教育関係団体に入ろうという

形で申請していただいたと。それで、認定させていただいたということになります。吉田委員の言われることもよくわかるのですが、そういう経過がありますので、ご了解いただきたいと思います。

吉田委員

おっしゃっている意味もよくわかりますので。

ホームページも、例えば「チーム紀伊水道」というのとこの活動というのがどういうふうに繋がっているのか、「チーム紀伊水道」というネーミングに至った理由なんかもホームページに書いていただいていたらなおかつ良かったかなと思うので。その辺りも、教育委員会から何かお願いするような話ではないと思うのですが、ちょっとそういうのは、個人的には感じました。ちょっとコメントを含めての話です。

教育長

他に、この報告第2号でございせんか。

教育長

ないようでしたら、報告事項はこれで終わらせていただきます。

教育長

5 付議事項は本日ございせんので、6 その他に入らせていただきます。事務局から協議事項はございせんか。

教育長

ないようですので、委員さんのほうからお願いします。

田中委員

協議事項でいいのか、すいません、ちょっとわからないのですが。

先月、高校のことについてご質問させていただきました。編成をされていくということで、最近はニュース等でもまたよく聞くようになってきました。説明を聞かせていただいたところ、15年後を目安に、早いところなら5年後ぐらいから、将来の仕事や、将来に向けて多様なニーズの学びができる高校ということで編成されていくというようなお話でした。今現在、とりあえず普通科に行くというような傾向が多いので、きっちり将来を決めて進んでいっていただくような形をとってもらえたらというお話でしたが、小・中学校のホームページを見させていただいたら、高校調べであったり、職業体験であったり、どこかの学校では適性検査など、そういった形でいろんなそういった方向に引っ張ってというか、目を向けていくような授業等がなされているとは思いますが、今後もっとそういった力が必要になってくるのかなというふうに説明を聞いていて思いました。そういった形で、早めに将来に向けての選択肢を広げていくような授業というか、指導というのをされていたほうがいいのかと思ったのですが、今現在どういうふうな形でお考えなのかなということをお聞かせいただけたらと思います。ちょっと端的じゃなくて申し訳ないです。

学校教育課長

今おっしゃったことというのは、特に今始まったことではなくて、いわゆる職業教育とか学校現場ではキャリア教育と言います。目に見えた形で、そのような職場体験活動とかマナー教室とかいろいろあるのですが、そういう形で講師を招いて学

習する場面もあります。学校の平素の学習の中で、生き方教育というのですかね、国語とか社会とか、今後の自分の将来と結びつけて学習する場面というのはたくさんあります。おっしゃったことがすごく大事なことだと言われていますので、日頃学習していることが自分の生き方とどう結びついているのかというのを、学校できちんと整理して、そして先生も“そういうことを意識して学習しなさいよ”というのがキャリア教育であって、目に見えた形で職業調べ等をするというのが大事だと思うのですが、日頃の道徳でもそうですし、社会でも国語でも、それを自分のこれからの生き方と結びつけた学習というのが大事だと言われており、それは国のほうも言っていますので、キャリア教育の年間計画ということで、各学校には作成するように市からも言っています。だから、特段何か新たなものというのではなく、日頃の学習の中で、そういう今後の自分の生き方をきちんと考えて学習しましょうというふうに、どの学校でも取り組んでいるところです。以上です。

田中委員

ありがとうございます。

高校の説明を聞かせてもらったときに、今以上に高校選びが将来の職業に絡んでくるなと思いました。今現在、中学生を見ていても、将来に向けて“こうだ”という子がなかなかいないなと私自身感じるので、これからもっと必要になってくる力かなと思います。今以上に早くから選択できる力を身につけるような指導をしていただければなと感じました。

学校教育課長

ありがとうございます。

もともと中学校の進路指導というのは、すべてで将来の選択を決めていく最初の段階での学習だったかと思うのですが、田中委員が言われたように、小さい段階からそういうを選択していくことができる力が必要だということで、キャリア教育というのが出てきて、小さい段階から、そういう自分の生き方とかそういうことを考えて学習しましょうということでやっていますので、その辺りはまた大事にしていきたいと考えております。

教育長

よろしいですか。

田中委員

図書室にある仕事関係の本や地元和歌山県についての本が結構古くなってきているので、その辺りも見学という形でいろいろ入れていただけたらいいかなと感じたので。最後、この感想で終わらせていただきます。

教育長

そういう形で、また各学校にお話させていただきます。

田中委員

はい。

教育長

私が思うのは、いわゆる職業選択ということについては、発達段階に応じて当初広く浅く教えていく。そして、深く細かく教えていくというのは、やはりもう少し年代的には上のほうだろうなど。これも、キャリア教育というか職業体験学習の時

にいろいろな論議がされたのですが、早くから子どもたちの進路を決定してしまって、こうすべきだということを小さいころに決めつけることはどうかというふうな論議もあって、非常に難しいところです。田中委員が言われるのはよくわかるのですが。でも、徐々に徐々に自分の生き方を追求していくという、初めから“あなたはこうなりなさい”というふうな形ではなくて、様々な角度から子どもたちが考えていけるような状況を作っていく必要があるのだらうなという形で取り組んでいますので、ご理解いただけたらと思います。

教育長

他に協議事項はございませんか。

中尾委員

これは直接生涯学習とは関係がないのかもしれませんが、ちょっと、わかっている範囲で教えていただきたいと思います。紀の川のところの、恋野に行く道のところで、「ふるさと学びの森」というのがありました。それで、「ふるさと学びの森」のところを今通りましたら、無残な状態になっていまして。そのいきさつは、簡単には新聞などで読ませていただいたのですが、直接市は関係なく、国と県と個人の田中 治先生が苦労して造った森なんですよ。そういう形で市はあまり関係ないかもしれませんが、いきさつをわかる範囲内で教えていただきたいなと思います。あそこを通るたびに胸が痛くなって辛い思いをしておりますので、お願いいたします。

生涯学習課長

「ふるさと学びの森」に関しましては、一応教育委員会が管轄になっておりますので、いきさつはわかっています。今年度初めぐらいに、県のほうから道の拡幅の関係で工事の進入路を作るのに木の伐採を多少させてほしいというお話がありました。それがきっかけなのですが、そもそもあの森自体、ご存じのように木がだいぶ大きくなっていて、草刈とかも十分にできない状態です。あれの管轄なのですが、手入れ自体は、ちょっと会の正式な名称は忘れましたが、市民の有志の方の会がやってくさっていました。その会自体も高齢化が進んでいるということで、お話はいろいろさせてもらい、2年ほど前には一緒に草刈もさせてもらったのですが、なかなか追いついていないという状況です。そんな中で、河川敷一帯は国のほうから市の部署が借りて、ゲートボール場やテニスコートが横にあたりするのですが、この際、国に返還していくというお話がありました。その際に、当局のほうからも、“あそこは、もう使っていないのであれば国に返してはどうか”というお話がありました。中尾委員がおっしゃるように、あの森自体は田中 治先生が伊都地方にある木を一ヶ所に集めて造った森であるというふうに聞いており、治先生も亡くなっておられますので、ご親族の方に趣旨を説明させていただいたり、あるいは、その時携わった、一緒に活動をされていた方、今現在管理をされている方等にも相談をさせていただいたのですが、冒頭にも申し上げたとおり高齢化もあり、なかなか管理するのが難しいし、ご遺族の方についても、“もともとは治が苦労をして伊都地方の木を一ヶ所に集めた森だけど、非常によくわかったので”ということで、市としては国土交通省に返還していこうという方針であります。返還するにあたっては、国土交通省のほうから原状回復ということで、木を伐採してからでないで返

せないということがありますので、県のほうにもお願いをして木の伐採を進めているということで、誠に残念なことではあるのですが、あの場所については、市としては国土交通省に返還していく方針ということで、今現在進めているということです。以上です。

中尾委員

大体わかりました。

あそこは知らない人が多いと思うのですが、もっと活用したり、もっとボランティアの方に手入れもお願いして守っていくようにできたのかもしれませんが。何でもそうなのですが、あのようになってみて、無くなってみてわかるようなところがあるのですけどね。田中先生も、全国から種を持ってきて、種からほとんどあの木を育てたような、本当にこの辺にはないような「淡墨桜」とかいろんな木が、実はあの小さい森の中にあっただすよね。そういうのも、あそこに行けばちょっとほっとするというような森だったのですが。誰が守れなかったのかということではないのですが、人間としてそれを守れなかったというのがすごく残念で、そのいきさつを知りたいなと思ったわけです。ありがとうございます。いろいろあそこまで手が届かないのは十分わかっておりますので、その気持ちもわかります。

生涯学習課長

余談ですが。

実はあの森に「葉書の木」と呼ばれる木がありまして、それをボランティアの方が入って採取させてほしいというお話も最近ありましたので、その方とお話をしましたら、その接ぎ木をしたいということで、9月の伐採前に入らせていただいて、木を採ってもらって、苗木を育てるということをしてくださっています。葉っぱに文字を書いたら浮かんでくるというような木です。“その苗木を育てていますので、育てばそれを市民に役立ててください”というお話も今いただいていますので、運動公園に移植するとかいうことも考えていきたいなと思います。守っていけなかったのは残念ですが、そういった方もいらっしゃるということですので、そういう方のお話も聞きながら、できるだけ意思是継いでいきたいなという思いでおります。

中尾委員

ありがとうございます。それを聞いて、少し私もほっとしました。実はその「葉書の木」の葉っぱで葉書を書いて、田中 治先生に出したことがあるのです。本当に着くかどうかということで、実際切手を貼って出しましたら、確かに着きましたので。そういうのは1本でも大事にさせていただける人がいてくださったら嬉しいです。ありがとうございます。

教育長

他にございませんか。

米田委員

今、withコロナの時代でもありますし、また、クラスの少人数化なんかも叫ばれているかと思います。大体で結構なのですが、来年の定年退職される方と、それとICT教育に比較的慣れ親しんでいらっしゃる若い先生方の採用計画については、今どのようなものなのでしょうか。それと、一つのクラスの人数についても、

現状のままなののでしょうか。何か検討しているとか、このwithコロナの時代も含めて、その辺りのところで何か変わるところ等がありますか。まず、人事的な人数を教えてくださいませんか。

学校教育課長

すみません。来年の定年の人数というのは、今まだその事務処理をいろいろしている最中ですので、その辺り、何人というのは申し訳ありませんがお答えできません。それとともに、学級の人数であるとかいうのは、県のほうからは何も変わらないということですので、今年度と同様の学級編成の形になると思います。若干、児童・生徒数によって変わりますが、定数に変更があったとかはないので、その点について、今年度と大きく変わっておりません。

職員のICTの技能面とかそういうことについてですが、橋本市だけではなく、全国的にGIGAが前倒しで設置されることになりましたので、まだ県の来年度の事業であるとかは聞いていないのですが、おそらくこのICTについての研修というのは増えるであろうなというのは考えておりますし、市も当然、そのような支援員を配置する予定でありますので、技能面や活用についての研修というのを、一応継続していこうと考えております。以上です。

教育長

よろしいですか。

教育長

新規採用について、県はわかるのですが、伊都橋本は今のところわかりません。ただ、県は小学校で186名、中学校で115名新規採用です。それから、養護の先生で17名。高校では35名です。大体10か9ぐらいで割ったらいいのかなということで、まったくわからないのですが、大体市内で小学校18名ぐらい、中学校11名ぐらいの新規採用の人が入ってこられるという形になろうかなと思います。これはあくまで推測です。

米田委員

プラスマイナスだと、どんな感じになるのですか。

教育長

プラスマイナスは、児童・生徒数にもよるのですが、変わりはないと思います。

米田委員

大体そのままですか。

教育長

はい。ただ、今、加配教員をいただいておりますので、少人数分割をして、例えば今で言いますと小学校一年生が35人。三年生からが38人になります。中学校が35人。この38人という人数になりますと、少人数分割で、加配で、大体20人ぐらいに分かれるような学校の裁量でやっていくと。ただ、今までの加配がTT加配といいまして、一つの教室に2人入る加配が多かったのですが、これからは、教科担任制ということで、理科であるとか数学であるとか、小学校にそういう加配で入り込んで、教科でこの担任制を持っていくと。これが自分たちも一番いい方法だろうなと思っています。今は、理科とか数学とか英語で教科担任制で加配をいただいているのですが、非常に効果的だなということで、学校もそう考えていますし、特

に理科・数学・英語、これは市内でもかなり積極的に取り組んでいますので、教科担任制をもっと広げられるように加配要求をしていきたいと思っています。だから、課長が答えさせていただいたように、これから県との折衝が始まっていくという形です。

米田委員 新し学習指導要領に沿って、日本というか橋本市はどうかわかりませんが、デジタル教科書か知りませんが、そのICTに絡んだ割合がすごく低いといわれていますよね。これらは、若い方々のほうがやはり比較的慣れ親しんでいるので、そういった方々のお力をぜひお借りしたいなと思いました。

教育長 ありがとうございます。

教育長 他にございませんか。

教育長 ないようですので、続いて連絡事項に入らせていただきます。
先に、委員さんで連絡事項はございませんか。

教育長 ないようでしたら、事務局のほうで連絡事項をお願いします。

教育総務課長 前回10月20日(火)の定例会におきまして、「橋本市教育委員会職員の職場におけるハラスメント防止等に関する規程」について可決いただきました。その規程中の二つの指針を次回お示ししますということでお伝えしていたものを、今お手元に、「ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」と「ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」ということで、二つお配りさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

教育長 ということで、よろしくをお願いします。

生涯学習課長 連絡事項といえますか、予告になろうかと思えます。
先の定例会でもお諮りさせていただきました、「施設使用料及び減免等の見直しについて」なのですが、報告させていただいたとおり、8月には説明会をさせていただいて、皆様のご意見を聞いたうえで市の方針というのが固まりましたので、来月からの12月議会のほうへ、関連する条例の改正というのを挙げる予定にしております。大きな方針には変わりはなく進んでいるのですが、それが通れば、関連する教育委員会規則等がありますので、その改正等を12月の定例会に提出させていただくということですので、あらかじめお知らせをさせていただいております。以上です。

教育長 12月の定例会で、また規則について出させていただきますので、よろしく願いいたします。

教育長 他にございませんか。

教育総務課長補佐 次回の定例会の日程です。12月の定例会は、年末でお忙しいところ申し訳ございませんが、12月22日（火）9時からこの場所で行いたいと思います。よろしくお願ひします。

お手元に、東京教育研究所の「E d u N e w s（エデュニユース）」を配付させていただいております。またご覧になっていただければと思います。以上です。

教育長 他に連絡事項はございませんか。

教育長 ないようですので、教育委員会11月定例会を閉会させていただきます。
ご苦勞様でした。
ありがとうございました。

（午前9時48分）

署 名 委 員

